

福祉環境委員会
(保健福祉局)
平成 27 年 6 月 26 日

西神戸医療センターの運営主体の変更について

現在、一般財団法人神戸市地域医療振興財団（以下「財団」）が運営しております西神戸医療センターについて、今後の運営方針（別紙）に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「機構」）へ移管し、他の市民病院と一体的な運営を行うよう進めてまいります。

今後、財団評議員会及び機構理事会での財団の解散及び事業譲渡の方針決定を踏まえ、機構中期目標・中期計画の変更や定款変更等の必要な手続きを進めていく予定としています。

< 今後の予定 >

平成 27 年度

6 月下旬 財団評議員会、機構理事会

9 月以降 評価委員会

（中期目標及び中期計画 の変更に関する意見聴取）

機構定款変更

中期目標変更

平成 28 年度

中期計画変更

開設者変更手続き

総務省申請

平成 29 年度

4 月 総務省認可予定

（ 機構第 2 期中期目標・中期計画の期間
平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間 ）

西神戸医療センターの今後の運営方針について

西神戸医療センターは、開設準備当時、病床規制により市立病院の開設が許可されなかったことなどもあり、市立ではなく、財団法人を設立することによって、運営が行われてきた。

開院直後に発生した阪神・淡路大震災の際には、2つの市民病院の機能が不十分となった中で、多くの被災市民の命と健康を守っていただき、以後20年以上、医師会の先生方の協力もいただきながら、地域の医療機関との連携により、神戸西地域の中核病院として、高度医療、救急医療、小児医療、結核医療などを提供していただいた。

このように、西神戸医療センターは、神戸西地域での公的な医療を支えていただいているにも関わらず、市立病院ではないため、国からの支援措置を得ることができず、不採算医療のみならず、建物改修や医療機器・システム更新などに対しても、すべて市が単独で財政支援を実施する形で今日に至っている。

そのような中で、平成26年4月、地方税法の改正が行われ、移行型の地方独立行政法人が新規に事業を行った場合、非課税だった地方税が課税扱いとなるという問題が解消された。このことによって、地方独立行政法人神戸市民病院機構が西神戸医療センターの運営を受け入れたとしても、それによって、新たに地方税が課税されることなく、国からの交付税を受けながら、公立病院として運営していくことが出来るようになった。

これを受け、神戸市としては、一般財団法人神戸市地域医療振興財団の事業を地方独立行政法人神戸市民病院機構へ移管し、西神戸医療センターの運営を、他の市民病院と一体的に行うことによって、国からの支援を受けながら、将来にわたって財政的にも安定して支援していける事業手法に早期に移行する必要があると考える。よって、平成29年4月を目途として、移管を目指すものとし、早急に関係機関との調整や必要となる手続き等に着手されるよう要請する。

神戸市長 久元 喜造